

## 新潟市、株式会社セブン - イレブン・ジャパン及び株式会社イトーヨーカ堂 の包括連携協定

新潟市(以下「甲」という。)、株式会社セブン - イレブン・ジャパン(以下「乙」という。)  
及び株式会社イトーヨーカ堂(以下「丙」という。)は、地域の活性化及び市民サービスの向上  
を図るため、次のとおり協定(以下「本協定」という。)を締結する。

### (目的)

第1条 本協定は、甲、乙及び丙が相互に緊密な連携を図ることにより、それぞれが有する  
資源を有効に活用した協働による活動(以下「連携事項」という。)を推進し、地域の活性  
化及び市民サービスの向上を図ることを目的とする。

### (連携事項)

第2条 甲、乙及び丙は、次の事項に関する連携事項に取り組むものとする。

- (1) 地域の活性化に関すること
- (2) 地域の安心・安全・災害対策に関すること
- (3) 地産地消と新潟市産品の販路拡大に関すること
- (4) 食育・健康増進・生涯学習に関すること
- (5) 高齢者・障がい者支援に関すること
- (6) 観光の振興に関すること
- (7) 環境対策に関すること
- (8) 子ども・青少年育成に関すること
- (9) その他市民サービス向上に関すること

2 甲、乙及び丙は、前項各号に掲げる事項を効果的に実施するため、定期的に協議を行う  
ものとする。また、連携事項の詳細については、甲、乙及び丙合意の上、決定する。

3 乙及び丙は、連携事項の一部を、甲との協議の上、乙及び丙の関係会社を実施させるこ  
とができる。その場合、各当事者の責任範囲その他の必要な事項については、別途書面に  
より定めるものとする。

### (機密の保持)

第3条 甲、乙及び丙は、本協定に関して知り得た他の当事者の秘密情報を漏らしてはなら  
ない。この定めは、本協定の効力が失われた後も有効とする。但し、下記の場合を除く。

#### 記

- (1) 事前に情報を開示した当事者の承諾を得た場合
- (2) 当該情報を受領した当事者が、守秘義務を負うことなく、本協定締結前に当該情報を  
既に知っていた場合
- (3) 当該情報が公知となった場合

(協定内容の変更)

第4条 甲、乙及び丙は、当事者のいずれかが本協定の内容の変更を申し出たときは、その都度三者で協議の上、必要な変更を行うことができる。

(期間)

第5条 本協定の有効期間は、本協定締結の日から1年間とする。ただし、本協定の有効期間が満了する1ヶ月前までに、甲、乙又は丙が書面により特段の申出を行わないときは、有効期間が満了する日の翌日から1年間、本協定は更新されるものとし、その後も同様とする。

(疑義等の決定)

第6条 本協定に定めのない事項又は本協定に関して疑義を生じた事項については、甲、乙及び丙協議の上、定めるものとする。

本協定の締結を証するため、本書3通を作成し、甲、乙及び丙それぞれが署名又は記名・押印の上、各自その1通を保有する。

令和元年9月27日

甲：新潟市中央区学校町通1番町602番地1  
新潟市  
新潟市長 中原 八一

乙：東京都千代田区二番町8番地8  
株式会社セブン・イレブン・ジャパン  
代表取締役社長 永松 文彦

丙：東京都千代田区二番町8番地8  
株式会社イトーヨーカ堂  
代表取締役社長 三枝 富博